

**申告期限  
納付期限が  
延長されました**

**4月15日(木)  
まで**

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告所得税(および復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(および地方消費税)の申告期限・納付期限が延長されることとなりました。また、市県民税の申告期限も延長することになりました。

**期間延長後の申告相談日程**

**所得税・贈与税・消費税の申告**

日程/3月16日(火)~4月15日(木)※土日は除く  
受付時間/9:00~16:00  
申告会場/市役所5階 武雄税務署 会議室  
※振替納税をご利用の方の口座からの振替日  
所得税/5月31日(月)  
個人事業者の消費税/5月24日(月)

詳しくは 武雄税務署 ☎0954-23-2127

**市県民税・国民健康保険税の申告**

日程/3月16日(火)~4月15日(木)※土日は除く  
受付時間/9:00~16:00  
受付場所/市役所1階 税務課  
郵送先/〒849-8639  
武雄市武雄町大字昭和12番地10  
武雄市役所 総務部 税務課

詳しくは 税務課 ☎0954-23-9220

**転出・転入の手続きをお忘れなく!**

進学や就職などで引っ越しされた方は、**原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地**になります。

住所の異動がある方は、住民基本台帳に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。上下水道やごみ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っています。住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きしましょう。

**引っ越し前** 転出届を提出し、**転出証明書**を受け取る



**引っ越し後** 転出証明書を添えて、**転入届**を提出する



※転入届は、転入した日から**14日以内**に提出してください。  
※「マイナンバーカード」をお持ちの方はご持参ください。  
※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、**5万円以下の過料**に処されることがあります。(住民基本台帳法第53条)

詳しくは 市民課 ☎0954-23-9225



☞ たけおポータルでも  
手続きに必要な書類等ご確認できます。



**3月末と4月初めの土曜日・日曜日に市民課窓口をご利用いただけます**

転入や転出など住所異動の多い時期の土曜日・日曜日の4日間、市民課窓口(本庁のみ)を開庁します。お仕事などで平日に来庁できない方は、この機会に是非ご利用ください。

開庁日/3月27日(土)28日(日)、4月3日(土)4日(日)  
開庁時間/8:30~12:00  
開庁場所/市役所 市民課  
(市民サービスセンター山内・北方は開庁いたしません)  
受付内容/

- ・住所異動(関連する各課での手続きを含む)
  - ・戸籍、住民票、印鑑登録証明書、各種税証明書等の交付
  - ・マイナンバーカードの申請・受取(どちらも要予約)
  - ・パスポートの受取(要予約)※申請は出来ません
- 持参するもの/
- ・身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
  - ・印鑑登録証明書交付の場合は印鑑登録証
  - ・マイナンバーカード申請の場合は通知カード、本人確認書類(顔写真付きの書類2点、もしくは顔写真付きの書類1点と顔写真の無い書類1点)
  - ・パスポート受取の場合は旅券引換書及び収入印紙・証紙(印紙・証紙については、休日は市役所1階での販売は行っておりません。事前に購入してください)
  - ・証明書発行手数料
  - ・代理の場合は委任状

**証明書の時間外交付について**

平日の開庁時間内に来庁できない方は、事前電話予約により、下記のとおり証明書の時間外交付を受けることができます。

- 電話予約・受取ができる人/本人または同一世帯の人
- 電話予約受付時間/平日 8:30~16:00
- 交付できる証明書/①住民票②印鑑登録証明書③各種税証明 ※戸籍は交付できません。
- 交付時間/平日 17:30~21:00 土・日・祝日 8:30~21:00
- 持参するもの/顔写真付き現住所記載の公的証明、手数料 印鑑登録証明書の場合は印鑑登録証
- 交付場所/1階当直室

詳しくは 市民課 ☎0954-23-9225

有料広告

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料相談会をご利用ください

# B型肝炎 給付金について

## 無料個別相談会

4/8 (木) 武雄市文化会館 小会議室B  
4/9 (金) 伊万里商工会館 小会議室1  
4/10 (土) 唐津市民交流プラザ 小会議室2

完全予約制 ☎0120-013-621  
〈ご予約受付時間〉  
平日 9:00~18:00  
個別面談なので、他の方と顔を合わすことはありません。

無料電話相談も同時受付中!  
お気軽にお電話ください。

対象者 昭和16年7月2日~昭和63年1月27日生まれ ※ご遺族の方も給付金請求できます  
給付金 50万円~3,600万円 ※病態に応じて給付金等の内容が異なります  
弁護士費用 着手金・相談料 無料 成功報酬制 ※訴訟実費別途

弁護士法人 弁護士 豊庭亨一「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A 【営業時間】平日 9:00~18:00  
プレシャス総合法律会計事務所  
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp  
FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp/

お仕事に安心を ご家族に安心を

事業をとりまく保険 経営者向けの保険 くるまの保険 すまいの保険  
従業員向けの保険 従業員向け研修 からだの保険 こどもの保険

地元に着した保険相談所です

些細なことでもお気軽にご相談ください ☎0954-45-4303 株式会社11Q  
佐賀県武雄市山内町大字宮野3451-1